平成２５年（フ）第２５２号
福井県坂井市丸岡町北横地57－４－９　パルジェ・アキナⅡ102号室、住民票上の住所福井県坂井市丸岡町長畝第35号４番地９
債務者　山本　啓太
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
福井県大野市陽明町４丁目208番地
債務者　向川　結香
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
福井市町屋２丁目９番21号　レジデンス佐野406号室
債務者　岡部　勇二
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
福井市長本町105番地　ロイヤルハイツ長本601
債務者　井上　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
福井市みのり２丁目４番５号
債務者　尾川　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
徳島市八万町千鳥67番地の１
債務者　川田　斉子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０４号
徳島市八万町夷山292番地の１、旧住所徳島市八万町大坪20番地の43
債務者　中山　明美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１２号
徳島県板野郡北島町北村字三町地41番地３、旧住所愛知県刈谷市今川町境川25番地47　サンハイツ刈谷103号
債務者　髙畠　宏幸
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１５号
徳島市北田宮２丁目５番52号
債務者　小西　都子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１６号
徳島市八万町中津浦200番地の７、旧住所高知市入明町４番13号　シャトルイン高知201
債務者　二見　康平
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１９号
徳島県徳島市国府町竜王１番地の71
債務者　坪井　竜次
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２０号
徳島市論田町本浦下22番地の７
債務者　林　　絹枝
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２６号
徳島市北島田町３丁目110番地、住民票上の住所徳島市北島田町３丁目133番地の４
債務者　中川　久子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
高知県四万十市具同5228番地１、住民票上の住所高知県四万十市中村東町２丁目８番14号
債務者　南　　和典
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１１３号
福島県岩瀬郡天栄村大字湯本字下二俣22番地、住民票上の住所福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字宮下74番地１
債務者　田中　明美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７１７号
神戸市東灘区魚崎南町１丁目６番14号　レオネクストＭＫルーチェ202号、前住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町７丁目102番地レジデンスデューエ203号
債務者　布野　昌代
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４号
青森市幸畑４丁目17番２号　市営住宅幸畑第４団地10―11
債務者　米田　由光
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係